宇佐・高田・国東広域事務組合循環型社会形成推進地域計画

宇 佐 市 豊後高田市 国 東 市 宇佐・高田・国東広域事務組合

平成23年 6月

《目次》

1	地域	の循環	東型	社会	形成	で打	匪進	する	5 <i>T</i> =	&) O.)基	本	的表	よ手	項	ļ	 	 	٠.			1
	(1)	対象地	也域.														 	 				1
	(2)	計画期	別間.														 	 				1
	(3)	基本的	りなげ	5向													 	 				1
	(4)	広域化	上の村	負討状	沈												 	 				2
2	循環	型社会	会形	成推	進σ	けこめ	りの	現制	大と	目標	Ę.,						 	 				3
	(1)	一般序	毫棄 物	勿等の)処理	の現	状										 	 				3
	(2)	一般序	を棄 物	か等の)処理	の目	標										 	 				4
3	施策	の内容	容														 	 				5
	(1)	発生抑	卬制、	再使	用の	推進											 	 				5
	(2)	処理体	本制.														 	 				10
	(3)	処理が	拖設 等	手の整	҈備												 	 				13
	(4)	施設團	を備に	-関す	⁻ る計	画支	援事	業.									 	 				14
	(5)	その他	也のが	Ѣ策													 	 				15
4	計画	のファ	十口	ーア	ッフ	りと事	事後	評估	튭								 	 			1	16
	(1)	計画の	りフォ		-アッ	プ											 	 				16
	(2)	事後評	平価及	なび計	-画の	見直	L										 	 				16
<	添付書	 類																				
	様式 1	循環	型社	会形	成推:	進交付	寸金	事業	実施	計画	ī総:	括表	1		•			 資-	-	1		
	様式2	循環	型社	会形	成推:	進交信	寸金	事業	実施	計画	ī総:	括表	2		•			 資-	-	2		
	様式3	地域	しゅう でんしゅう しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅう しゅう	環型	社会	形成排	推進	のた	めの	施策	<u>[-</u>	覧			•			 資-	-	3		
	参考資	料様式	: 1	施設	概要	(マラ	テリ	アル	リサ	イク	ル	推進	施	没系	€)			 資-	-	4		
	参考資	料様式	: 2	施設	概要	(高刻	协率	ごみ	発電	施設	ţ)							 資-	-	6		
	参考資	料様式	3	施設	概要	(最終	佟処	分場	系)									 資-	-	8		
	参考資	料様式	6	計画	支援	概要												 資-	- 1	0		
	添付資	料 1	対象	地域	図													 資-	- 1	3		
	添付資	料 2	人口	」、ご	み総	排出量	量、	総資	源化	:量の	推	侈						 資-	- 1	4		
	添付資	料3	家庭	系ご	みの	分別图	区分	(各	市の	現状	()							 資-	- 1	6		
	添付資	料 4	現沂	池施設	と予	定施詞	设											 資-	- 1	7		

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市: 宇佐市、豊後高田市、国東市

面 積: 963.56 km²

人 口: 119,002 人(平成21年10月1日現在)

【内訳】

構成市	宇佐市	豊後高田市	国東市	合計	
面積	439.12 km ²	206.64 km ²	317.80 km^2	963.56 km^2	
人口	61,358 人	24,531 人	33, 113 人	119,002 人	

(2)計画期間

本計画は、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間を計画期間とする。 なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3)基本的な方向

宇佐市、豊後高田市、国東市の3市で構成される本地域は、大分県の北部から北東部に位置し、総面積は963.56km²となっている。

宇佐市は、長い海岸線と穏やかな海、広い平野、緑深い森林、豊かな水をたたえた河川など自然が変化に富んでおり、宇佐神宮や東西別院、龍岩寺、鏝絵、石橋などの歴史遺産も残されている。また、周防灘からの豊かな水産物、平野部での土地利用型農業、山間部での高付加価値農業、情報技術・自動車等の技術産業、歴史遺産やグリーンツーリズムを活かした交流・観光など多彩な産業活動が活発に行われている。

豊後高田市は、北は周防灘に面し、豊かな自然と温暖で過ごしやすい瀬戸内海気候に属し、瀬戸内 海国立公園や国東半島県立自然公園を擁し、山間部及び海岸部の自然景観や農村集落景観、六郷満山 文化ゆかりの史跡等、豊かな自然と歴史文化などの地域資源が豊富である。

国東市は、豊後高田市同様、瀬戸内海国立公園や国東半島県立自然公園に指定され、火山特有の奇岩景勝に富み、多様な植生など特有の環境を形成しており、ほとんどが丘陵地帯で、ミカン適地として開発されたが、現在はミカン、キウイ、カボス生産に取り組んでいる。また中央部には通称オレンジ道路が走り、住民生活の利便性向上と産業の発展に役立っている。

本地域のごみ排出量は、過去5年間、約35千~40千トンで推移し、減少傾向にあり、家庭ごみが

約 65% を占めている。今後は人口が減少していくことが予想されていることからも、ごみ排出量も減少していくと予測されているが、より一層のごみ減量化に努めていく必要がある。

家庭ごみに対しては、生ごみ処理機の普及や過剰包装の自粛等による減量化、事業系ごみに対して は、多量排出事業者への減量化計画の策定指導の徹底等によるごみ減量化を図る。

新設の(仮称) 新清掃工場では、熱回収を図るとともに、焼却残渣を資源化し、最終処分量の削減を目指す。また(仮称) リサイクルセンター、(仮称) 新清掃工場、(仮称) 新最終処分場 3 施設あわせて、本地域のリサイクル等の拠点となり、循環型社会にふさわしいごみ処理・資源化システムを構築していく。

(4) 広域化の検討状況

大分県ごみ処理広域化計画では、県下を6ブロックにわけて広域化を推進しており、宇佐市と豊後 高田市は県北ブロック、国東市は別杵国東ブロックに位置づけられている。

本地域では、平成17年3月31日に、旧宇佐市、安心院町、院内町の3市町が合併して宇佐市となり、また同日に旧豊後高田市、真玉町、香々地町が合併して豊後高田市に、平成18年3月31日に国見町、国東町、武蔵町、安岐町が合併して国東市が誕生した。

このような流れの中で、宇佐市、豊後高田市、国東市の 3 市でごみを共同処理するために、平成 19年9月1日に宇佐・高田・国東広域事務組合が設立された。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成21年度の一般廃棄物の排出、処理状況は、図1のとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め、36,758 トンであり、再生利用される「総資源化量」は 5,092 トン、リサイクル率 (=(直接資源化量+中間処理後の再生利用量+集団回収量)/(ごみの総処理量+集団回収量)) は 13.9%である。

中間処理による減量化量は 27,362 トンであり、集団回収量を除いた排出量のおおむね $7 \sim 8$ 割が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の 12.0%に当たる 4,304 トンが埋め立てられている。なお、中間処理量のうち、焼却量は 31,463 トンである。

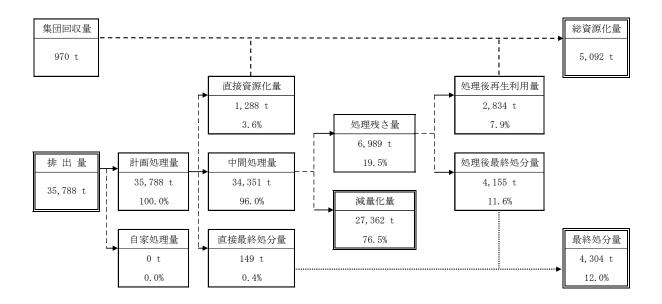


図1 一般廃棄物の処理状況フロー (平成21年度)

(2) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり 目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

	指標	現状(割合※1) (平成21年度)	目標(割合※1) (平成28年度)
	事業系 総排出量	12,843 トン	11,011 トン (-14.3%)
排出量	1事業所当たりの排出量※2	2.14 トン/事業所	1.83 トン/事業所 (-14.5%)
	家庭系 総排出量	22,945 トン	20,893 トン (-8.9%)
	1人当たりの排出量※3	174.1 kg/人	163.6 kg/人 (-6.0%)
	合 計 事業系家庭系排出量合計	35, 788 トン	31,904 トン (-10.9%)
再生利用量	直接資源化量	1,288 トン (3.6%)	1,551トン (4.9%)
井 生 利 用 重	総資源化量	5,092 トン (13.9%)	8, 149 トン (24. 5%)
熱回収量	熱回収量 (年間の発電電力量)	- MWh	5,000 MWh
減量化量	中間処理による減量化量	27,362 トン (76.5%)	24,041 トン (75.4%)
最終処分量	埋立最終処分量	4,304 トン (12.0%)	1,061 トン (3.3%)

- ※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合。ただし、総資源化量は、排出量と集団回収量、拠点回収量の和に対する割合。
- % 2 (1事業所当たりの排出量) = { (事業系ごみの総排出量) (事業系ごみの資源ごみ量) } / (事業所数)
- 事業所数: H28=H21=H18とした。(6,010事業所: H18事業所・企業統計調査) ※3 (1人当たりの排出量) = { (家庭系ごみの総排出量) - (家庭系ごみの資源ごみ量) } / (人口)

計画収集人口: H21; 119,002人、H28; 109,794人

《指標の定義》

- 排 出 量:事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く。)[単位:トン]
- 再 生 利 用 量:集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位:トン]
- 熱 回 収 量:熱回収施設において発電された年間の発電電力量[単位: MW h]
- 減 量 化 量:中間処理量と処理後の残さ量の差[単位:トン]
- 最終処分量:埋立処分された量[単位:トン]

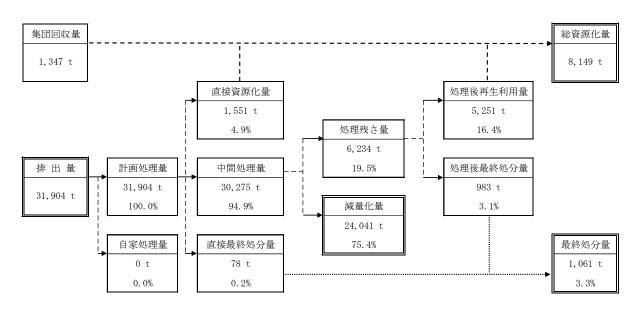


図2 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー (平成28年度)

3 施策の内容

(1)発生抑制、再使用の推進

ア 現在の各市の取組状況

宇佐市、豊後高田市、国東市において現在取り組んでいる状況を以下に示す。

【宇佐市】

- ① 市民の意識啓発
 - ・ごみ分別の徹底
 - エコバッグの推進
- ② 事業者への排出抑制の指導・啓発
 - ・ごみ分別協力依頼
 - ・多量排出事業者への減量化・資源化計画の提出要請
- ③ 行政の取組強化
 - ・市民・事業者への広報等啓発の推進
 - 集団回収等の市民の資源化促進
 - ・生ごみ処理機の導入助成
 - 有料指定袋の導入

【豊後高田市】

- ① 市民の意識啓発
 - ・必要な分だけ食材を購入
 - ・買い物袋等を携帯
 - ・リターナブル容器を使った商品を購入
 - ・使い捨て商品を極力使用しない
 - ・過剰包装を辞退
 - ・ 市の分別収集に協力
 - ・生ごみの堆肥化に取り組む
 - ・不用品交換やバザーを活用
 - ・衣類、耐久消費財はリフォームして長く使う
- ② 事業者への排出抑制の指導・啓発
 - ・使い捨て商品を極力製造しない
 - ・原材料にリサイクル品を活用

- ・容器包装を簡素化、リターナブル化、リサイクル化
- ・自主的にリサイクルルートを確保
- ・市民への環境配慮型の生活を啓発
- ・紙媒体の過剰なPRは控える
- ・多量排出業者については、減量化・資源化計画の提出を求める
- ③ 行政の取組強化
 - ・不用品交換を普及
 - ・逆流通(資源循環)システムを構築
 - 古紙回収を推進
 - ・集団回収を推進
 - ・資源分別収集を推進
 - ・処理施設での選別処理を強化
 - ・余剰エネルギー回収を推進

【国東市】

① 教育・啓発活動の充実

住民、事業者に対しごみの減量化、再生使用、適切な出し方に関する啓発を徹底。学校での意識 啓発、施設見学会の開催、再生資源の回収状況の報告、パンフレットの配布等。

② 事業者に対する指導を徹底

事業者に対する減量化計画の作成指導、紙ごみに対する指導の徹底、許可業者を介して事業者へ減量化の周知等。

③ 業者と協力体制の構築

スーパー、コンビニ等における、容器包装の自主回収や適正処理困難物の回収を要請。

④ 庁用品、公共関与事業における再生品の利用促進

再生紙、寿命の長い製品の利用、古紙回収の促進、事務手続きの簡素化等。

⑤ 生ごみ資源化

生ごみ処理機購入に際し、補助金を交付。

⑥ リサイクルプラザの整備

市民が集い、学び、体験できる場を提供するためにリサイクルプラザを整備。

⑦ 有料化の実施

ごみの減量意識と排出抑制を推進するため、有料指定ごみ袋を導入。

イ 今後の取組状況

廃棄物の排出を抑制し、循環的利用を促進するために、市民、事業者、行政が適切な役割分担の 下でそれぞれが積極的な取り組みをはかることが重要であるため、以下の施策を実施する。

① 行政の役割・方策

本組合は、ごみの減量化・再生利用及び再資源化を図るため、3 市との連携を図りながら、住民、 事業者、行政の役割分担を明確にしつつ、排出抑制も含めた減量化に関する総合的且つ計画的なご み処理の推進を図るものとし、以下に掲げる事項を検討・実施する。

1) ごみ処理有料化の見通し

ごみ処理の有料化は、排出抑制・減量化を推進する上では有効な方法の一つとされている。現在、3市とも有料指定袋制度を導入しているが、分別や収集方法等が異なるため、将来の(仮称) 新清掃工場の稼働を踏まえ、分別収集区分の見直しとあわせて検討する。

2) 生ごみ減量対策

家庭ごみの 40% 程度(重量比)は生ごみである。生ごみは家庭でのコンポスト化や生ごみ処理 機等での処理により減量化を図ることが可能であるため、市民や事業者への排出前の対策を促す ための施策を講じる。

また、生ごみ処理機の普及促進、段ボールコンポスト等の家庭で安価にできる生ごみ処理についての講習会の開催、水切りの徹底などの啓発事業を継続し推進する。

3) 環境教育、啓発活動の充実

住民、事業者に対してごみの減量化・再利用及び再資源化について関係団体等と協力しながら 教育、啓発を図る。また、リサイクル施設等での展示や講習会等の活用とともに、広報やインタ ーネット等を利用して啓発を行い、住民のごみの減量化に関する意識の向上を図る。さらに、小 学校等において、ごみに関する副読本やビデオ、施設見学など教育啓発活動に積極的に取り組む。

4) 多量排出事業者への減量化指導の徹底

事業系ごみの処理について処理費用を勘案した手数料を徴収することにより、適切な経済的インセンティブを与えるとともに、ごみ処理基本計画に事業系ごみの減量化対策を明確に位置づけ、 事業者に対し各市を通じて減量化計画の策定を指導していくなど、計画的な事業系ごみの排出抑制対策を講じる。

5) 容器包装廃棄物の排出抑制

各種の審議会・集会等の場を利用して、消費者、販売業者、行政の連携・協働による地域レベ

ルでのレジ袋の削減、過剰包装の抑制、リターナブルびんの利用促進に向けた方策について検討 するとともに、消費者、販売事業者に対する普及、啓発に努める。

6) リターナブルびん等のリターナブル容器の利用促進

地域においてリターナブルびんの利用・返却・再利用の促進が図られるよう、関係者間の連携 構築と普及啓発に努める。また、その他のリターナブル容器についても、利用促進のため事業者 や住民への呼びかけに努める。

② 住民の役割・方策

住民は、商品購入にあたって、容器包装廃棄物の排出の少ない商品、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品及び再生品の選択に努めるとともに、商品の使用にあたっては、故障時の修理の励行等によりなるべく長時間使用することに努め、自ら排出するごみの排出抑制に努める。また、ごみの減量、ごみの適正な処理に関する施策に協力し、地域の実情に応じて以下の事項に積極的に取り組む。

1) 集団回収・フリーマーケット等の促進等

住民団体による新聞・雑誌等の集団回収や衣類・家庭用品等の不要品交換は、ごみの減量化の 観点だけでなく、地域コミュニティの育成にも有効であることから、積極的に実施する。

さらに、フリーマーケットやガレージセールの場、市や民間団体が提供する不要品交換情報等 を活用して、家庭の不要品を売却したり、交換することもごみ減量化に効果的である。

2) 生ごみ堆肥化容器等

家庭から排出されるごみのうち、重量ベースで大きな割合を占める生ごみについて、生ごみ堆 肥化容器、電動式生ごみ処理機を使用するなど積極的にごみの減量・再利用に努める。

3) 過剰包装の自粛

買い物等のごみを減らす観点から、買い物の際には、レジ袋の使用をやめ、買い物かご、買い物袋等を持参するよう努める。また、贈り物等の際も、簡易包装のものを選ぶよう配慮する。

4) 排出時の分別・水切りの徹底等

家庭からごみ排出する際にもう一度ごみの中に資源となるものや違う分別のものが入っていないか確認し、分別の徹底をすることによる資源化や、台所ごみの水切りを再度行うなどの行為によって減量化を図る。

③ 事業者における方策

事業者は、その事業活動に伴って生じるごみの排出抑制、再生利用等によりその減量に努めるとともに、ごみの減量とその他の適正な処理の確保等に関する施策に協力し、ごみ処理基本計画、地域の実情等に応じて、以下の事項に積極的に取り組む。

1) 発生源における排出抑制

事業者は、原材料の選択や製造工程を工夫する等により、自ら排出するごみの排出抑制に努める。必要に応じて複数事業者の協力による回収体制を整備するなど、連携による排出抑制に努める。

2) 過剰包装の抑制

事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品や容器等がごみとなった場合に排出抑制、適正な循環的利用及び処分が円滑に実施できるよう、容器包装の簡易化、繰り返し使用できる商品及び耐久性に優れた商品の製造又は販売、修繕体制の整備、建物の長寿命化、適正な処理が困難な商品の製造又は販売、必要な情報の提供に努める。

3) 流通包装廃棄物の排出抑制、リターナブル容器の利用・回収の促進と使い捨て容器の使用抑制

家電製品梱包用の梱包材は、その使用量を極力抑制するよう梱包方法の工夫を行うとともに、 製造・流通事業者の責任において回収・再利用する体制を整備する。

4) 使い捨て容器の使用抑制と製造・流通事業者により自主回収・資源化の促進 繰り返し利用可能なリターナブル容器への転換を図るとともに、空き缶や空きびん等の資源と して再生可能な物について製造・流通事業者による自主回収促進を図る。

(2) 処理体制

ア 家庭ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表2のとおりである。

分別区分は、宇佐市は、もやせるごみ、もやせないごみ、粗大ごみ、資源ごみ(缶類、びん・ペットボトル、古紙類)の4種類6分別、豊後高田市は、もえるごみ、もえないごみ、資源ごみ(新聞・折り込みチラシ、雑誌・包装紙・紙箱、段ボール、紙パック、衣類、ペットボトル、トレイ、びん類)の3種類10分別、国東市は、もえるごみ、もえないごみ、資源ごみ(紙類、缶類、びん類、ペットボトル)の3種類6分別となっている(添付資料3 表5~7参照)。

今後は、新たに整備する廃棄物処理施設の処理対象ごみ(下表参照)の形態にあわせ、各市にて ごみの分別区分や排出状況等を勘案した収集体制の見直しを検討していく。

現在、可燃ごみは、各市の清掃工場にて焼却処理を行っており、粗大ごみ、不燃ごみ、資源ごみも各市の不燃粗大ごみ処理施設にて中間処理を行っている。なお、宇佐市では、一部事業系ごみの不燃ごみを一部直接埋立を行っている。また、宇佐市と国東市では、焼却残渣や不燃残渣は各市の最終処分場にて埋立処理を実施し、豊後高田市では、委託にて埋立処分を行っている。各市の清掃工場では発電を実施していない。

今後、可燃ごみの処理は、3 市で施設を集約し、スケールメリットなどを活かし、高効率ごみ発電を視野にいれながら、新たに(仮称)新清掃工場の整備をすすめ、熱回収の推進に努める。なお焼却残渣は、セメント化を基本に資源化を図る。

また粗大ごみ、不燃ごみは、新たに整備する(仮称)リサイクルセンターにて資源化の推進を図る。 最終的に発生した焼却残渣や不燃残渣は、新たに整備する(仮称)新最終処分場にて適正処分を実 施していく。

なおこれら3施設の運営には、適正な維持管理に努めるとともに、周辺環境保全や公害防止に努める。

【中間処理施設での処理対象物】

【中间処理心故での処理列》	₹101			
(仮称)新清掃工場	(仮称)リサイク	クルセンター		
・収集可燃ごみ	・収集不燃ごみ	・資源ごみ(ペットボトル)		
・直搬可燃ごみ	・収集粗大ごみ(不燃系)	・資源ごみ(トレイ)		
・事業系可燃ごみ	・収集粗大ごみ(可燃系)	・資源ごみ(段ボール)		
・破砕可燃ごみ	• 直搬不燃ごみ	資源ごみ(紙類)		
・し尿汚泥	事業系不燃ごみ	資源ごみ(衣類)		
・災害廃棄物	・資源ごみ(スチール)	・資源ごみ(蛍光菅)		
	・資源ごみ(アルミ)	・資源ごみ(乾電池)		
	・資源ごみ(ガラス)	・資源ごみ(紙パック)		

出典:「一般廃棄物処理施設基本構想(平成21年3月)」

イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

現在、事業系一般廃棄物は、事業者自身がそれぞれの市の処理場へ自己搬入するか、各市が許可 した一般廃棄物(ごみ)収集運搬許可業者に収集を委託して、焼却処理を行っている。

今後、各市では多量排出事業者への指導の徹底などを行い、事業系ごみの減量に努め、(仮称) 新清掃工場にて焼却処理を行う。

ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

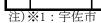
現在、本地域における併せ産廃の処理は、宇佐市では処理施設の機能に支障がない場合は、処理 することができるとしており、豊後高田市、国東市においては併せ産廃の処理は行っていない。今 後は本組合にて一般廃棄物の処理に支障がない範囲内にて適正に処理を行う。

エ 今後の処理体制の要点

- ◇ 可燃ごみの処理は、新たに(仮称)新清掃工場を整備し、適正処理と熱回収に努める。
- ◇ 不燃ごみ、粗大ごみ、資源は、資源の一部は民間業者へ直接委託を行って資源化に努める一 方、新たに(仮称)リサイクルセンターを整備し、適正処理と資源化に努める。
- ◇ 焼却処理により排出される焼却残渣は、資源化を行い、それでも余った残渣は、新たに整備する(仮称)新最終処分場にて適正処分を行う。
- ◇ 事業系一般廃棄物については、今後も各市にて減量化施策を実施し、事業系ごみの減量化に 努める。
- ◇ 一般廃棄物処理施設にて処理する併せ産廃は、一般廃棄物の処理に支障がない範囲内にて適 正に処理を行う。

表 2 家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

			現状(平成	成21年度)		
).	分別区分	処理	処 理	施設等	処理実績	
,	77 77 12 77	方法	一次処理	二次処理	(トン)	
可燃ごみ 焼		焼却	(宇佐市) ごみ焼却センター (豊後高田市) ごみ焼却施設 (国東市) ごみ焼却施設	(宇佐市) 一般廃棄物最終処分場 (豊後高田市) 民間委託 (国東市) 最終処分場	31, 157	
	不燃ごみ※1 (直接) 埋立 宇佐市一般廃棄物最終処分場		終処分場	105		
不燃	然ごみ			【可燃残渣】 (宇佐市)	2, 067	
粗力	大ごみ		(宇佐市) 不燃物処理場	ごみ焼却センター (豊後高田市) ごみ却施設	238	
	紙類	破砕・	(豊後高田市) 不燃物処理施設	(国東市) ごみ焼却施設		
資	びん	選別 等	(国東市)	【不燃残渣】		
買源物	へ。ットホ、トル		リサイクルプラザ	(宇佐市) 一般廃棄物最終処分場	2, 221	
田類	缶類		(一部資源) 直接民間業者委託	(豊後高田市) 民間委託		
	その他			(国東市) 最終処分場		



			A // / T - 1:0/	~ -	
			今後(平成28	8年度)	
,	分別区分	処理	処 理 カ	色 設 等	処理予定
1	77 11 12 77	方法	一次処理	二次処理	(トン)
可燃ごみ		焼却	(仮称)新清掃工場	(仮称)新最終処分場	26, 371
不燃ごみ※1 (直接)			(仮称)新最終処分場	78	
不燃	*ごみ				2, 273
粗大	こごみ			【可燃残渣】	256
	紙類	破砕・	(仮称)リサイクル センター	(仮称)新清掃工場	
<i>Y5</i> ₹	びん	選別等		【不燃残渣】 (仮称)新最終処分場	
資源物	へ。ットホ・トル			【資源物】 民間業者	2, 926
100	缶類		※一部直接民間業者	- 41.4714 H	
	その他		へ委託処理		

(3) 処理施設等の整備

ア 廃棄物処理施設

前述 (2) の表 2 に示す分別区分及び処理体制で処理を行うため、表 3 のとおり必要な施設整備を行う。

表 3 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事 業 名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	マテリアル リサイクル 推進施設	(仮称)リサイクルセンター整備事業	13.8 t /日	宇佐市	H25∼H27
2	高効率ごみ 発電施設	(仮称)新清掃工場整備事業	115 t /日	宇佐市	H25∼H27
3	最終処分場	(仮称)新最終処分場整備事業	21, 700m³	宇佐市	H25∼H27

(整備理由)

- 事業番号 1 既存施設の老朽化、3市の広域化処理に伴う施設の集約、循環型社会構築を目指した資源化率の向上に伴う資源化の促進
- 事業番号 2 既存施設の老朽化に伴う処理能力の低下及び施設補修費用の増加、3市の広域化処理に伴う中間処理施設の集約、エネルギーの効率的な回収・有効利用の推進
- 事業番号 3 既存施設の残余容量の減少、自区内処理の推進、3市の広域化処理に伴う最終処分 施設の集約

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3) の施設整備に先立ち、表4のとおり計画支援事業を行う。

表 4 実施する計画支援事業

事業番号	事 業 名	事業内容	事業期間
31	(仮称) リサイクルセンター整備事業(事業番号 1)に係る 施設整備基本計画等策定事業	施設整備基本計画等策定	Н23
	(仮称) リサイクルセンター整備事業(事業番号 1)に係る 生活環境影響調査事業	生活環境影響調査	H23-24
	(仮称)リサイクルセンター整備事業(事業番号1)に係る 事業者選定アドバイザリー事業	PFI 等アドバイザリー	H23-25
32	(仮称)新清掃工場整備事業(事業番号 2)に係る 施設整備基本計画策定事業	施設整備基本計画策定	Н23
	(仮称)新清掃工場整備事業(事業番号 2)に係る 生活環境影響調査事業	生活環境影響調査	H23-24
	(仮称)新清掃工場整備事業(事業番号 2)に係る 事業者選定アドバイザリー事業	PFI 等アドバイザリー	H23-25
33	(仮称)新最終処分場整備事業(事業番号 3)に係る 基本設計等事業	・施設整備基本計画策定・基本設計・敷地造成基本設計	Н23
	(仮称)新最終処分場整備事業(事業番号 3)に係る 生活環境影響調査事業	生活環境影響調査	H23-24
	(仮称)新最終処分場整備事業(事業番号 3)に係る 発注仕様書等作成事業又は事業者選定アドバイ ザリー事業	発注仕様書作成又は PFI 等アドバイザリー	Н23-25

備考:1) 事業番号33に示す「基本設計等事業」については、リサイクルセンター及び新清掃工場 整備事業に係る敷地造成基本設計分を含む。

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 再生利用品の需要拡大事業

庁用品の事務用紙、コピー用紙、トイレットペーパー等は、再生品を使用する。

市民は、トイレットペーパー等に再生品を使用するよう努めるとともに、リターナブルびん等の リターナブル容器を選択し適切に返却するよう努めるとともに、使い捨て品の使用を抑制し、可能 な限り無駄に消費しない生活スタイルを心がけ、環境への負荷の少ないグリーン製品・サービスを 選択する。

事業者は、事務用紙、コピー用紙、トイレットペーパー等に再生品を使用するよう努めるとともに、事業活動に使用する原材料も再生品の使用に努め、可能な限り無駄に消費しないよう努める。また、公共事業等において廃材、廃材の再生品等の再資源化物の使用を推進することにより、可能な限り、ものを無駄に消費しないように努める。

さらに、セメント原料化など、最終処分場の延命化対策も行い、焼却残渣の資源化にも努める。

イ 廃家電及び廃パソコンのリサイクルに関する普及啓発

特定家庭用機器再商品化法及び資源有効利用促進法に基づき、指定されるテレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコンは適正な回収及び再商品化が行われている。

廃パソコンは、収集及び施設の搬入は行っていないが、適正な回収及び再商品化がなされるよう に広報紙、ホームページ、ポスター等で紹介していくとともに、関連団体や小売店などと協力しな がら普及啓発を行う。

ウ 不法投棄対策

地域の環境美化推進は、各市で条例化を図るなど、市民や事業者、各種団体との協力によって取り組みを行っているが、あわせて廃棄物の不法投棄も厳しく監視を行う。不法投棄に対しては、パトロールの実施や看板設置などの取り組みはもとより必要に応じて警察や県との連携を図る。

また、有料指定袋の見直しなどの際には不法投棄の懸念もあることから、適正な価格設定と不法投棄の禁止を住民、事業者に徹底する。

工 災害廃棄物対策

大規模な自然災害には台風や洪水等の水害や地震などがある。自然災害発生時は、大量の廃棄物が一時的に発生し、緊急なごみ処理が必要である。

水害廃棄物の場合は、廃棄物が水につかった後のため、泥や水分で重たくなり、汚物が付着し、臭気や腐敗の問題が生じやすい問題があり、早急な対処が必要とされる。

震災による廃棄物は、一般に乾燥しており、復旧のために廃棄物の撤去及び処理等を急ぐ必要が あるが、腐敗性などは少ないため、水害廃棄物に比べて衛生面での制約は小さいと考えられる。

本組合では、関係市と協力し迅速に対応する。災害廃棄物の一時集積場は、公有地等を活用する。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1)計画のフォローアップ

毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後 評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等をふまえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

添 付 書 類

様式1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1(平成22年度)

1 地域の概要

(1) 地域名	宇佐・高田・	国東地域	(2) 地域内人口	119,002 人			(3)地域面積			963.56 km ²	
(4) 構成市町名	宇佐市、豊後	高田市、国東市	(5) 地域の要件 (人口(面積)	沖縄	離島	奄美	豪雪	山村	半島 過疎	その他
(6) 構成市町村に一部 含まれる場合、当		設立年月日:平成19年9月1日									

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

	年		過去の)状況・現状 (排)	出量に対する割合)		目標	
指標・単位		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成28年度	
	事業系 総排出量(トン)	12, 878	13, 157	12, 859	13,090	12, 843	11,011 (H21比 -14.3%)	
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	2.14	2. 19	2.14	2. 18	2.14	1.83 (H21比 -14.5%)	
排 出 量	家庭系 総排出量(トン)	27, 046	25, 340	24, 554	23, 256	22, 945	20,893 (H21比 -8.9%)	
	1人当たりの排出量(kg/人)	193.5	183. 9	180. 4	173.8	174. 1	163.6 (H21比 -6.0%)	
	合計 事業系家庭系排出量合計(トン)	39, 924	38, 497	37, 413	36, 346	35, 788	31,904 (H21比 -10.9%)	
再 生 利 用 量	直接資源化量(トン)	1,663 (4.2%)	1,545 (4.0%)	1,460 (3.9%)	1, 348 (3.7%)	1, 288 (3.6%)	1,551 (4.9%)	
一 生 利 用 里	総資源化量(トン)	5,533 (13.5%)	5, 226 (13.2%)	5, 337 (13.8%)	4,902 (13.1%)	5,092 (13.9%)	8, 149 (24. 5%)	
熱 回 収 量	熱回収量(年間の発電電力量 MWh)	-	-	-	1	-	5,000	
中間処理による減量化量	減量化量(中間処理前後の差 トン)	29, 547 (74.0%)	28, 864 (75.0%)	28, 635 (76. 5%)	28,088 (77.3%)	27, 362 (76.5%)	24, 041 (75. 4%)	
最終 処 分 量	埋立最終処分量(トン)	5,832 (14.6%)	5,618 (14.6%)	4, 789 (12. 8%)	4,550 (12.5%)	4, 304 (12.0%)	1,061 (3.3%)	

※別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。(添付資料2)

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

			3	育施設のF	内容			更新、廃」	上、新設の内線	容		備考
	施設種別		型式及び処理方式	補助の 有無	処理能力または 埋立容量	開始 年月	更新、廃止 予定年月	更新,廃止, 新設理由	型式及び 処理方式	竣工予定年月	処理能力 (単位)	
	ごみ焼却センター	宇佐市	准連続燃焼式	有	45t/16h × 2基	S57. 1	未定	老朽化,施設集		H28. 3	115t/日	
焼却施設	ごみ焼却施設	豊後高田市	機械化バッチ燃焼式	有	17.5t/8h × 2基	S52. 3		約,熱回収の推進	連続式			
	ごみ焼却施設	国東市	機械化バッチ燃焼式	有	15.5t/8h × 2基	H11.3	未定	等				
	不燃物処理場	宇佐市	破砕、選別	有	20 t/5h	S57. 6	未定	老朽化,施設集約	破砕·選別等	Н28.3	13.8t/日	
不燃・資源 処理施設	不燃物処理施設	豊後高田市	破砕、選別、圧縮	有	8 t/5h	S52. 3	未定					
	リサイクルプラザ	国東市	破砕、選別、圧縮	有	7 t/5h	H11.3	未定	, ,				
	一般廃棄物最終処分場	宇佐市	準好気性サンドイッチ方式	有	51,000 m ³	S57. 7	未定			Н27.7	21,700 m ³	
最終処分場	一時保管施設	豊後高田市	遮断型	有	6,039 m ³	H10.10	未定	老朽化,施設集約等	未定			
	最終処分場	国東市	セル&サンドイッチ方式	有	20,800 m ³	H13.3	未定					

※計画地域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したものを添付した。(添付資料4)

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2 (平成23~27年度)

事業種別	事業	事業主体	規	模	事業 交付				総事業費	を(千円)					交付対象事	業費(千円)			- 備 考
事 業 名 称	番号 *1	名 称 * 2		単位	開始	終了		平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度		平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成
○再生利用に関する事業							1,206,426			229,116	542,950	434,360	1,152,926			223,766	516,200	412,960	
マテリアルリサイクル推進施設整備							1,206,426			229,116	542,950	434,360	1,152,926			223,766	516,200	412,960	
(仮称)リサイクルセンター整備事業	1	宇佐·高田·国東 広域事務組合	13.8	t/日	H25	H27	1,206,426			229,116	542,950	434,360	1,152,926			223,766	516,200	412,960	
○エネルギー回収等に関する事業							8,338,893			1,405,293	3,852,000	3,081,600	5,806,500			580,650	2,903,250	2,322,600	
高効率ごみ発電施設整備							8,338,893			1,405,293	3,852,000	3,081,600	5,806,500			580,650	2,903,250	2,322,600	
(仮称)新清掃工場整備事業	2	宇佐·高田·国東 広域事務組合	115	t/日	H25	H27	8,338,893			1,405,293	3,852,000	3,081,600	5,806,500			580,650	2,903,250	2,322,600	
○最終処分に関する事業							1,739,097			617,798	840,974	280,325	1,265,544			253,109	759,326	253,109	
(仮称)新最終処分場整備事業	3	宇佐·高田·国東 広域事務組合	21,700	m³	H25	H27	1,739,097			617,798	840,974	280,325	1,265,544			253,109	759,326	253,109	
○ 施設整備に係る計画支援に関する支援事業							107,134	62,999	41,851	2,284			107,134	62,999	41,851	2,284			
リサイクルセンター、高効率ごみ発電施設整備に 伴うもの							66,777	38,034	27,139	1,604			66,777	38,034	27,139	1,604			
施設整備基本計画等策定事業	31.32				H23	H23	6,720	6,720					6,720	6,720					
事業者選定アドバイザリー事業	31.32	宇佐·高田·国東 広域事務組合			H23	H25	24,217	8,014	14,599	1,604			24,217	8,014	14,599	1,604			
生活環境影響調査事業	31.32			***************************************	H23	H24	35,840	23,300	12,540				35,840	23,300	12,540				
最終処分場整備に伴うもの							40,357	24,965	14,712	680			40,357	24,965	14,712	680			
基本設計等事業	33				H23	H23	11,600	11,600					11,600	11,600					
発注仕様書等作成事業 又は 事業者選定アドバイザリー事業	33	宇佐·高田·国東 広域事務組合			H23	H25	13,397	3,385	9,332	680			13,397	3,385	9,332	680			
生活環境影響調査事業	33				H23	H24	15,360	9,980	5,380				15,360	9,980	5,380				
合 計							11,391,550	62,999	41,851	2,254,491	5,235,924	3,796,285	8,332,104	62,999	41,851	1,059,809	4,178,776	2,988,669	

^{*1} 事業番号については、計画本文3(3)表4に示す事業番号及び様式3の施設整備に関する番号と一致すること。また、様式3に示す施策のうち関連するものがあれば、合わせて番号を記入すること。

^{*2} 広域連合、一部事務組合等については、欄外に構成する市町村を注記すること。

^{*3} 実施しない事業の欄は削除して構わない。

^{*4} 同一施設の整備であっても、交付金を受ける事業主体ごとに記載する。

様式3

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

					車業	期間	/I.A		事	業計	- 画		
施策種別	事業番号	施策の名称等	施策の概要	実施 主体	開	終	交付金 必要の	平成	平成	平成	平成	平成	備考
	ш			4.11	始	了	要否	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	11	ごみ処理有料化の見 直し	分別区分の見直しと併せ て検討	3市	H23	H27		検	討	•	実	施	
	12	生ごみ減量対策	生ごみ処理機の普及啓発,講習会の開催,水切り の徹底等	3市	H23	H27		実	施		拡	充	
	13	環境教育、啓発活動 の充実	広報・インターネット活用,副読本やビデオ,施設見学等の 実施	3市	H23	H27		強	化		拡	充	
発生抑制、 再使用の推	14	多量排出事業者への 減量化指導の徹底	減量化計画策定の指導等	3市	H23	H27		実	施		拡	充	
進に関する もの	15	容器包装廃棄物の排 出抑制	地域レベルでのレジ袋削減,過剰包装抑制等の方 策検討及び普及啓発	3市	H23	H27		検	· 討·	実施	・拡	充 L	
	16	リターナブルびん等のリター ナブル容器の利用促進	関係者間の連携構築及び 普及啓発	3市	H23	H27		強	化		拡	充 元	
	17	集団回収・フリーマーケット 等の促進等	フリーマーケット等の場所の提供 等の支援,集団回収の継 続実施	3市	H23	H27		実	施	٠	拡	充	
処理体制の 構築、変更	21	収集体制の確保	現状異なる分別区分・収 集頻度・収集運搬車両等 の見直し	3市	H23	H27		検	討		実	施	
に関するも の	22	事業所への指導強化	多量排出事業者の指導の 徹底等	3市	H23	H27		実	施		拡	<u></u> 充	
	1	(仮称)リサイクルセンター整備	新規マテリアルリサイクル推進施設 (リサイクルセンター)整備	組合	H25	H27	0			造	建設二	C 事	
処理施設の 整備に関す	2	(仮称)新清掃工場整 備	新規高効率ごみ発電施設 整備	組合	H25	H27	0			成	施工	5 理	
るもの	3	(仮称)新最終処分場 整備	新規最終処分場整備	組合	H25	H27	0			 	建設工事 6工監理		
	31	(仮称)リサイクルセンター整備に係る計画支援		組合	Н23	Н25	0	施設整備基本計画(31,32)	事業者選擇				
施設整備に 係る計画支 援に関する もの	32	(仮称)新清掃工場整 備に係る計画支援		組合	Н23	Н25	0	景	(31,32) 生活環境 影響調査 31,32,33)				
	33	(仮称)新最終処分場 整備に係る計画支援		組合	Н23	Н25	0		注仕様書等 は 事業者: アドパイザリー (33)	選定			
	41	再生利用品の需要拡 大事業	リサイクル品の使用, 焼却残渣 の資源化	3市	H23	H27		実	施 •	拡充	・検	討	
その他	42	廃家電及び廃パソコン のリサイクルに関する普 及啓発	広報紙・ホームぺージ・ポスター 等での紹介,関連団体と の連携	3市	H23	H27		実	施	•	拡	充	
	43	不法投棄対策	パトロール実施による監視強 化,看板設置等	3市	H23	H27		実	施 •	拡充	• 強	化	
	44	災害廃棄物対策	関係市との協力体制の確 立	3市	H23	H27		強	化・	推進	・連	携	

参考資料 様式1 施設概要 (マテリアルリサイクル推進施設系)

施設概要 (マテリアルリサイクル推進施設系)

都道府県名 大分県

(1)事業主体名	(1)事業主体名 宇佐・高田・国東広域事務組合					
(2)施設名称 (仮称) リサイクルセンター						
(3)工期	平成 25 年度 ~ 平成 27 年度					
(4)施設規模	 処理能力 1 3.8 t/日 【破砕・選別系】 不燃ごみ処理 : 8.1 t/日 【せん断破砕系】 可燃性粗大ごみ処理 : 0.6 t/日 【資源系】 カン類選別処理(スチール、アルミ): 1.85 t/日 ガラス類選別処理(ビン類): 2.72 t/日 ペットボトル選別処理: 0.52 t/日 					
(5)処理方式	破砕、選別、圧縮、梱包、保管					
(6)地域計画内の役割	不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみの資源化を推進するとともに、分散している各市の施設を集約化し効率化を図る。 また、研修施設等を設け、ごみに関する普及・啓発活動の中心施設として 位置づける。					
(7)廃焼却施設解体工事 の有無	有無無					

「廃棄物原材料化施設」を整備する場合

(8)生成する原材料及び	
その利用計画	

「ごみ固形燃料化施設」を整備する場合

「ストックヤード」を整備する場合

(10)ストック対象物	粗大ごみ(不燃性)、スチール、アルミ、ガラス、ペットボトル、白色トレイ、
	段ボール、紙類、衣類、蛍光管、乾電池、紙パック

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

「存命已表フッイフル推進	旭氏」と走開りる物目
(11)容器包装リサイクル	①分別収集回収拠点の整備
推進施設の内訳	・ごみの分別収集・処理方法
	・ごみ容器の種類・設置基数
	・建築物の構造
	②小規模ストックヤードの整備
	・施設規模
	・ストック対象物
	③簡易プレス機の整備
	・処理方法
	・処理能力
	・設置場所
	④電気ごみ収集車及び分別ごみ収集車の整備
	・導入台数(積載量)
	・運行計画

(12)事業計画額	1,206,426千円
-----------	-------------

参考資料 様式2 施設概要 (高効率ごみ発電施設)

施設概要(高効率ごみ発電施設)

都道府県名 大分県

(1)事業主体名	宇佐・高田・国東広域事務組合
(2)施設名称	(仮称) 新清掃工場
(3)工期	平成 25 年度 ~ 平成 27 年度
(4)施設規模	処理能力 1 1 5 t/日 (5 7. 5 t/日×2炉)
(5)形式及び処理方式	焼却処理方式 (※焼却灰については、セメント原料化)
(6)余熱利用計画	1. 発電の有無 有 (熱回収率 14%以上) ・ 無 2. 熱回収の有無 有 (熱回収率 %以上) ・ 無
(7)地域計画内の役割	可燃ごみを処理する際に発生する熱を回収し、場内・場外利用することによりリサイクルを推進する。 また、焼却灰についてはセメント原料へ利用し、再生利用の推進を図る。 さらに、分散している各市の施設を集約化して処理を行うことで効率化を 図る。
(8)廃焼却施設解体 工事の有無	有無無

「灰溶融施設」を整備する場合

(9)スラグの利用計画

「高効率原燃料回収施設」を整備する場合

(10)発生ガス回収効率 及び発生ガス量	1. 発生ガス回収効率 2. 発生ガス量	Nm³/ t Nm³/ ⊟
(11)回収ガスの利用計画		

(12)事業計画額	8,338,893千円
-----------	-------------

参考資料 様式3 施設概要(最終処分場系)

施設概要 (最終処分場系)

都道府県名 大分県

(2)施設名称 (仮称)新最終処分場 (3)工期 平成 25 年度 ~ 平成 27 年度 (4)処分場面積、容積 総面積 21,000m² 埋立面積 7,200m² 埋立容積 21,700m³ (5)処分開始年度 及び終了年度 埋立開始 平成 27 年度 埋立終了 平成 41 年度	(1)事業主体名	宇佐・高田・国東広域事務組合				
(4) 処分場面積、容積 総面積 21,000 m² 埋立面積 7,200 m² 埋立容積 21,700 m³ (5) 処分開始年度 及び終了年度 埋立開始 平成 27 年度 埋立終了 平成 41 年度	(2)施設名称	(仮称) 新最終処分場				
(5)処分開始年度 埋立開始 平成 27 年度 及び終了年度 埋立終了 平成 41 年度	(3)工期	平成 25 年度 ~ 平成 27 年度				
及び終了年度 埋立終了 平成 41 年度	(4)処分場面積、容積	総面積 21,000m ²	埋立面積	7, 200 m ²	埋立容積	21, 700 m ³
(6)跡地利用計画 公園等として利用予定	(6)跡地利用計画	公園等として利用予定				
(7)地域計画内の役割 地域における一般廃棄物最終処分場 災害廃棄物発生時の一時的な保管場所	(7)地域計画内の役割					
(8)廃焼却施設解体工事 有 無 無						
(9)事業計画額 1,739,097千円	(9) 事業計画額	1.739.097千四				

参考資料 様式6 計画支援概要

計画支援概要

都道府県名 大分県

(1) 事業主体名	宇佐・高田・国東広域事務組合				
(2)施設名称	「(仮称) リサイクルセンター整備事業」及び「(仮称)、新清掃工場整備事業」のため				
(3)事業名称	施設整備基本計画等 策定事業	生活環境影響調査事業	事業者選定 アドバイザリー事業		
(4)事業期間	平成 23 年度	平成 23 年度 ~ 平成 24 年度	平成 23 年度 ~ 平成 25 年度		
(5)事業概要	高効率ごみ発電施設及びマテリアルリサイクル推進施設の施設整備の基本設計を実施する。	当該事業に係る生活環境影響調査を実施する。	①PFI 等事業の推進に当たって必要となる公表資料等の作成。 ②当該施設の整備に伴い、事前に必要となる関係書ル(要求水準書、落札者決定基準、契約書[案]等)についての作成。 ③民間事業者から提出された技術提案書の支援。 ④委員会運営の支援。		

(6)事業計画額	6,720千円	35,840千円	24,217千円
----------	---------	----------	----------

計画支援概要

都道府県名 大分県

(1) 事業主体名	宇佐・高田・国東広域事務組合				
(2)施設名称	「(仮称) 新最終処分場整備事業」のため				
(3)事業名称	基本設計等事業	生活環境影響調査事業	発注仕様書等作成 又は 事業者選定 アドバイザリー事業		
(4)事業期間	平成 23 年度	平成 23 年度 ~ 平成 24 年度	平成 23 年度 ~ 平成 25 年度		
(5)事業概要	①最終処分場本体及び浸出 水処理施設等の基本設計 を実施する。 ②当該施設の整備に伴い、 事前に設置予定地の敷地 造成基本設計を実施す る。	当該事業に係る生活環境影響調査を実施する。	①発注仕様書の作成 ②見積設計図書の比較資料 作成 又は ①PFI 等事業の推進に当た って必要となる公表資料 等の作成。 ②当該施設の整備に伴い、 事前に必要となる関係書 ル(要求水準書、案]等)に ついての作成。 ③民間事業者から提出され た技術提案書の支援。 ④委員会運営の支援。		
(6)事業計画額	11,600千円	15,360千円	13,397千円		

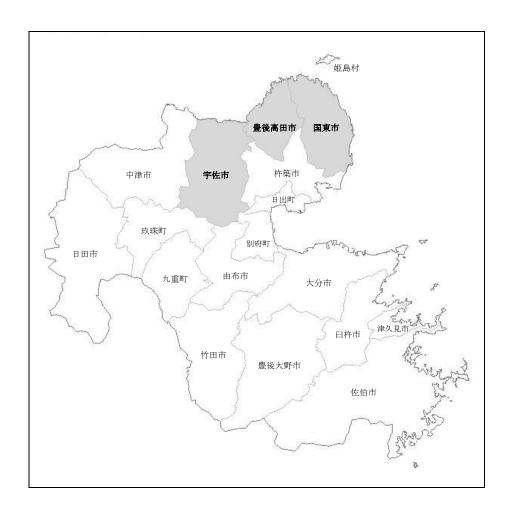


図3 対象地域図

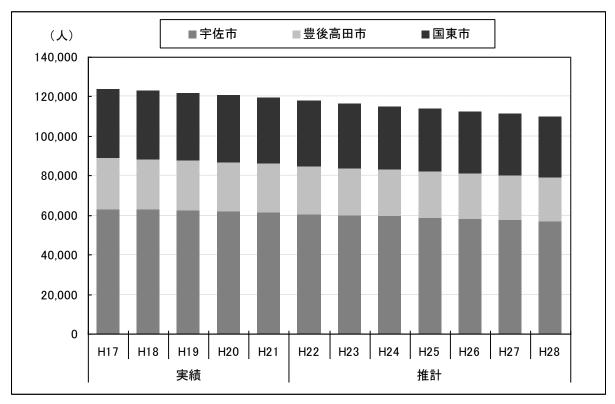


図4 人口の推移

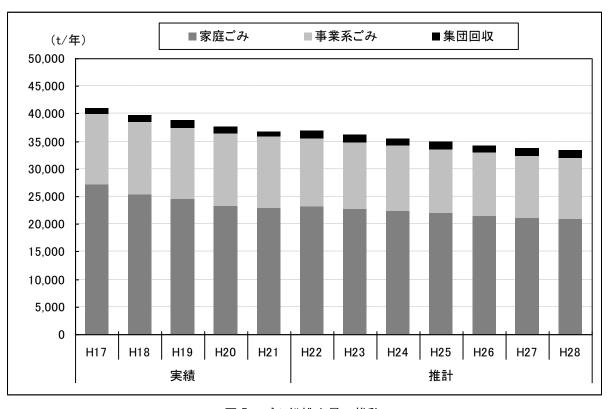


図5 ごみ総排出量の推移

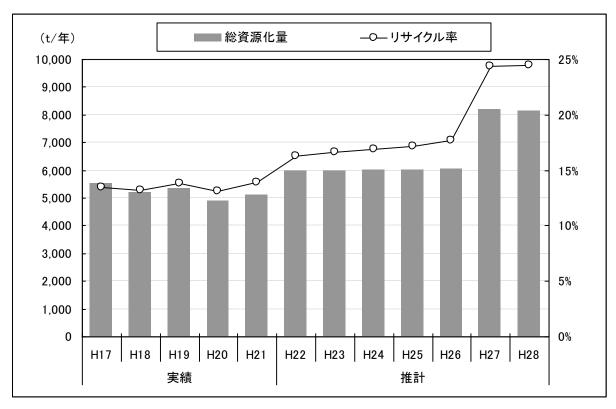


図6 総資源化量及びリサイクル率の推移

添付資料3 家庭系ごみの分別区分(各市の現状)

表 5 家庭系ごみの分別区分(宇佐市)

分別区分		排出容器	収集頻度等	
もやせるごみ		有料指定袋	週2回	
もやせないごみ		有料指定袋	月1回	
粗大ごみ		_	年1回	
資	缶類	有料指定袋	月1回	
資源ごみ	びん・ペットボトル	有料指定袋	月1回	
	古紙類	有料指定袋	月1回	

表 6 家庭系ごみの分別区分(豊後高田市)

分別区分		排出容器	収集頻度等	
	新聞、折り込みチラシ			
資源ごみ	雑誌、包装紙、紙箱	結束	月1回~2回	
	段ボール			
	紙パック	附入時は透り表		
	衣類			
	ペットボトル	透明袋		
	トレイ	透明教		
	びん類	透明袋または結束		
もえるごみ		指定袋(有料)	週2回	
もえないごみ		指定袋 (有料)	月1回~2回	

表 7 家庭系ごみの分別区分(国東市)

分別区分		排出容器	収集頻度等		
	紙類	指定のストックヤード	B 1 🖂		
資源ごみ		へ持ち寄る	月1回		
	缶類	専用指定袋			
	びん類	専用指定袋	月1回		
	ペットボトル	専用指定袋			
もえるごみ		専用指定袋	週 2 回		
もえた	cいごみ	専用指定袋	月1回		

添付資料4 現況施設と予定施設

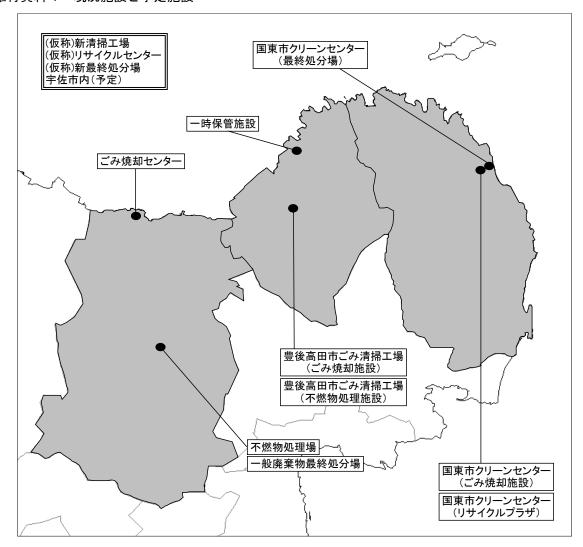


図 7 現況施設と新設予定施設

表 8 現況施設の概要一覧

	施設種別	所在地	処理対象物	処理方式/ 埋立方式	処理能力/ 埋立容量	竣工年月
焼却施	ごみ焼却センター	大分県宇佐市 大字浜高家新田392番地2	可燃ごみ, 可燃性残 渣等	准連続燃焼式	45t/16h	S57. 1
	ごみ焼却施設	大分県豊後高田市 草地6240	可燃ごみ, 可燃性残 渣等	機械化バッチ 燃焼式	17.5t/8h	S52. 3
設	ごみ焼却施設	大分県国東市 国東町東堅来616番地1	可燃ごみ, 可燃性残 渣等	機械化バッチ 燃焼式	15.5t/8h	H11.3
不燃資源処理施設	不燃物処理場	大分県宇佐市 安心院町下毛1335番地2	不燃ごみ,粗大ごみ	破砕,選別	20t/5h	S57. 6
	不燃物処理施設	大分県豊後高田市 草地6240	不燃ごみ	破砕,選別,圧縮	8t/5h	S52. 3
	リサイクルフ。ラサ゛	大分県国東市 国東町東堅来616番地1	不燃ごみ	破砕,選別,圧縮	7t/5h	H11.3
最終	一般廃棄物 最終処分場	大分県宇佐市 安心院町下毛1335番地2	焼却残渣,飛灰,選別残 渣,直接埋立ごみ	準好気性サンド イッチ方式	51,000m ³	S57. 7
処分	一時保管施設	大分県豊後高田市 臼野371番地1	焼却灰,カレット	遮断型	6,039m ³	H10. 10
	最終処分場	大分県国東市 国東町深江267番地1	焼却残渣,飛灰,選別 残渣	セル&サンドイッチ方式	20,800m ³	Н13.3